

官広第4710号  
17. 6. 13  
一部改正 官広第285号  
19. 1. 9  
一部改正 官広第8363号  
19. 8. 30  
一部改正 防官広第15488号  
27. 10. 1

施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備本部長  
防衛施設庁長官

大臣官房長

#### テレビ番組に対する取材協力等の適切な実施について(通知)

昨今、防衛庁・自衛隊に対する国民の理解と関心が高まる中、いわゆるバラエティー番組を含むテレビ番組や映画等において、自衛隊に協力が求められる機会が拡大しているところ、今般、全国放映という影響力の大きいテレビ番組の一部において、自衛隊の取材協力の是非について疑問を抱かせるとともに、結果として、自衛隊の活動や防衛の実態が正しく国民に伝えられていない内容が放映される事例が見受けられた。

今後、テレビ番組等部外報道機関等に対する協力を行うに際しては、協力する番組等の内容、性格、構成、番組制作側の意図等を十分に確認し、広報活動の意義を踏まえつつ、下記の事項に留意して、事前に慎重な検討を行い、国民の誤解を招くことのないよう適切な実施に努められたい。

#### 記

- 1 部外から協力依頼があった場合は、依頼内容や広報効果について事前に十分に慎重な検討を行い、当該依頼内容が、防衛省・自衛隊の活動や実態を正しく伝えるものであると判断された場合に限り協力を行うこと。
- 2 各自衛隊の部隊及び機関の実施担当官は、協力依頼の内容が、全国的な影響力をもつと認められる場合及びそのおそれがあると認められる場合は、直ちに順序を経て各幕僚長に報告し、その判断を仰ぐこと。

3 防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、協力依頼の内容が、政治的又は社会的に問題化するおそれがある場合など防衛省として総合的な配慮を必要とすると認められる場合は、管下の担当職員に事前に十分に大臣官房広報課と調整を行わせること。